

バルク供給マニュアルQ&A（2024改訂版）

目次

- 第1章 バルク供給システムの制度概要
- 第2章 バルク貯槽の技術基準
- 第3章 届出・許可申請関係
- 第4章 制度の概要
- 第5章 バルクローリー（充てん設備）の概要
- Q&A
- その他 ヒヤリハット、供給設備の点検項目及び判定基準



1部 3,000円（消費税込／送料・梱包料別）

第2章 バルク貯槽の技術基準（掲載抜粋）

② 1,000kg以上の地上設置バルク貯槽

関係法令	技術基準	関係書類等						
① 参考：高圧ガス保安法による設備の場合 液石法規則第54条第2号イ 準用：液石法規則第19条3号イ (参考：液石則第19条3号ロ)	バルク貯槽（ハ(1)から(8)までのものを除く。）は、高圧ガス保安法第56条の4第1項で定める特定設備検査合格証又は同法第56条の6の14第2項に定める特定設備基準適合証を有するものであること。	特定設備検査合格証 特定設備基準適合証						
液石法規則第54条第2号ロ(1) 【バルク供給・充てん設備告示第2条例示基準第2節】 (参考：液石則第23条(液石則第6条2号、3号イ、ロ))	ロ 次の基準に適合するものであること。 (1)貯蔵能力が1,000kg以上3,000kg未満のバルク貯槽は、次に定める基準に適合するものであること。 (イ)バルク貯槽の外周から第1種保安物件又は第2種保安物件に対し7m以上の距離を有すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (イ)告示で定めるところにより、第1種保安物件又は第2種保安物件に対し、加熱試験に合格する構造壁又はこれと同等以上の性能を有する壁を設けた場合 (ロ)第1種保安物件又は第2種保安物件に対し、鉄筋コンクリート障壁等を設けた場合 (ハ)バルク貯槽を地盤面に埋設した場合 (ニ)第1種保安物件又は第2種保安物件に対し、鉄筋コンクリート障壁等が設けられ、当該鉄筋コンクリート障壁等が設けられていない方向に他の第1種保安物件又は第2種保安物件が存在する場合にあっては、当該他の第1種保安物件に対し16.97m以上、第2種保安物件に対し11.31m以上の距離をそれぞれ有し、又は当該他の第1種保安物件もしくは第2種保安物件に対し、鉄筋コンクリート障壁等を設けること。 (2)貯蔵能力が3,000kg以上のバルク貯槽（次の表に掲げるバルク貯槽であって、貯蔵能力が10,000kg未満のものを除く。）は、その外周から、第1種保安物件に対し16.97m以上、第2種保安物件に対し11.31m以上の距離を有すること。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>バルク貯槽の外周から最も近い第1種保安物件までの距離</td> <td>バルク貯槽の外周から最も近い第2種保安物件までの距離</td> </tr> <tr> <td>イ. 13.58m 以上</td> <td>9.05m 以上 11.31m 未満</td> </tr> <tr> <td>ロ. 13.58m以上 16.97m未満</td> <td>9.05m 以上</td> </tr> </table> (3)ロ(2)の表に掲げるバルク貯槽イ及びロには、16.97m以内にある第1種保安物件もしくは11.31m以内にある第2種保安物件に対し鉄筋コンクリート障壁等を設け、又は当該バルク貯槽を地盤面に埋設すること。 (4)第1種保安物件又は第2種保安物件が密集し、特に公共の安全を維持する必要がある地域であって、経済産業大臣が指定する地域においては、バルク貯槽を地盤面に埋設すること。	バルク貯槽の外周から最も近い第1種保安物件までの距離	バルク貯槽の外周から最も近い第2種保安物件までの距離	イ. 13.58m 以上	9.05m 以上 11.31m 未満	ロ. 13.58m以上 16.97m未満	9.05m 以上	保安物件への地回り障壁構造図
バルク貯槽の外周から最も近い第1種保安物件までの距離	バルク貯槽の外周から最も近い第2種保安物件までの距離							
イ. 13.58m 以上	9.05m 以上 11.31m 未満							
ロ. 13.58m以上 16.97m未満	9.05m 以上							

バルク貯槽は次の場所に設置する。

- ① 受入者もしくは一般消費者等の所有又は占有する土地内であって、建物の外の場所で、かつ、通風のよい場所
- ② 地すべり、山くずれ、洪水及び地震等による有害な影響を直接受けるおそれのない場所
- ③ 地盤の不同沈下等により、受入バルク貯槽その他配管系に有害な影響を及ぼすおそれのない場所
- ④ 受入バルク貯槽を埋設してあることを示す標識杭の中にバルクローリー等自動車が乗り入れることのないような柵、縁石、くさり等の措置を講じてある場所



図表 2-5: 埋設工事

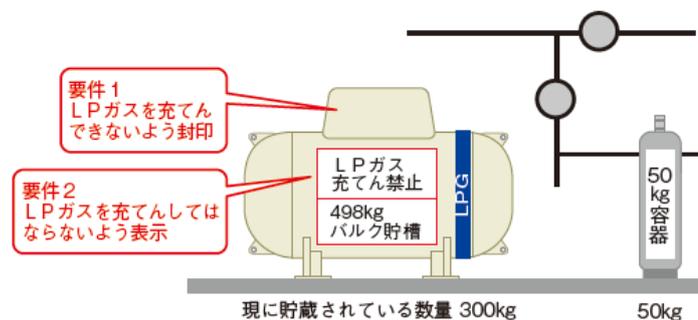
第3章 届出・許可申請関係（掲載抜粋）

(2) バルク20年検査に関する一時的な使用における液化石油ガス設備工事の貯蔵能力の特例
貯蔵能力の特例（液石法規則第87条第2項）

貯蔵能力500kg以下のバルク貯槽に仮設供給設備を連結した場合で、合計の貯蔵能力が500kgを超えた場合、届出（液石法第38条の3）が必要となる。しかし、元々500kg以下のバルク貯槽の告示検査を行うにあたり、一時的な消費調整を行うために仮設供給設備を連結した場合は、適切な措置を講ずることによって当該届出を免除することが望ましい。

※ なお、消防庁より、すでに液化石油ガス設備工事届を管轄の消防へ届出している場合で、一時的な仮設供給設備が300kg以上となり、本来は圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始届が必要となる場合にあっても、元々届出している500kgを超えない限りは改めて届出する必要はない旨の見解が示されている。

このため、貯蔵能力500kg以下のバルク貯槽の告示検査等を行う場合において、当該バルク貯槽に液化石油ガスを充てんしてはならない旨を表示し、かつ、液化石油ガスを充てんできないように封印したときは、当該バルク貯槽に現に貯蔵されている液化石油ガスの数量を貯蔵能力として、規則第87条を適用する規定を設けた。



第4章 制度の概要（掲載抜粋）

バルク貯槽の告示検査等概要

- ① 液石法第16条第2項の規定に基づき、液石法規則第16条第22号に従って実施しなければならない、バルク告示第1条第1項に定めるバルク貯槽の検査（以下「告示検査」という。）
 - ② 告示検査の実施と合わせて又は告示検査に合格した後において液石法規則第19条第3号八（11）及び（12）（液石法規則第54条第2号ホにおいて準用する場合を含む。）への適合確認（以下「技術基準適合確認」という。）
- ① バルク貯槽告示検査は、前回の検査の日（※1）（告示検査を受けたことのないバルク貯槽にあっては、製造の日（※2））から起算して次に掲げる期間内に行う。
 - ・ 製造した後の経過年数が20年以下のものは 20年
 - ・ 製造した後の経過年数が20年を超えるものは 5年

※1） 前回の検査の日とは、実施した検査の結果について、評価者が合否判定を行った年月日又は合否判定を行った年月の月初日をいう。

※2） バルク貯槽の製造の日とは、高圧法第56条の4第1項で定める特定設備検査合格証、又は同法第56条の6の14第2項で定める特定設備基準適合証に記載された発行年月日をいう。
 - ② 告示検査の実施期限は、バルク貯槽本体と別に附属機器等の告示検査実施期限を勘案しなければならない。附属機器等はバルク貯槽本体より先に製造されており、附属機器等（安全弁は除く）の告示検査は、前回の検査の日（告示検査を受けたことのない附属機器等は製造の日）から起算して次に掲げる期間内に行う。
 - ・ 製造した後の経過年数が20年以下のものは 20年
 - ・ 製造した後の経過年数が20年を超えるものは 5年

附属機器等の告示検査の実施期限がバルク貯槽の告示検査等の実施期限より1年を超えて先に到来する場合は、附属機器等の実施期限に合わせ、1年以内に到来する場合はバルク貯槽本体の期限まで延長することができる。